

令和元年度 東南アジア諸国における 行政通則法制度に関する調査研究

報告書概要

MRI 株式会社三菱総合研究所

令和元年度 東南アジア諸国における行政通則法制度に関する調査研究・結果

調査の目的・内容

- ベトナム、マレーシアの現在の行政通則法制度の整備状況を調査し、また、両国におけるオンブズマン制度の現況、ベトナムにおける行政改革の動向、併せて、マレーシアにおいて事業展開する日本企業の直面する課題やニーズを調査・分析した。
- 調査・分析の結果を踏まえて、今後の日本からの協力の方向性を含む政策提言等について取りまとめた。

本調査研究の目的

日本の行政手続法（平成5年法律第88号）や行政不服審査法（平成26年法律第68号）など行政通則法制度に関するアジア諸国に対する情報提供を通じて、これらの諸国における行政の公正性・透明性の向上の検討を進めるための環境整備に協力することにより行政通則法制度の基盤整備（その改善を含む。）に寄与し、将来的には現地における日本企業の活動の予見性を高め、行政手続の負担を軽減し、その権利利益の保護に資することを旨とするため、本調査研究は、その前提となる基礎的な調査研究を行うことを目的とする。

本調査研究の内容

ベトナム・マレーシアの行政通則法制度の整備状況、オンブズマン制度の調査・日本企業のニーズ調査

1. ベトナム・マレーシアの行政通則法制度の整理（平成29年度調査の成果を活用）
2. ベトナム・マレーシアのオンブズマン制度の状況把握、示唆抽出
3. ベトナムにおける行政改革の動向に関する調査
4. マレーシアにおいて日本企業が直面している行政の公正性・透明性に関連する課題の分析
5. 当該課題の行政通則法制度の基盤整備による解決可能性の評価

現地調査

1. ベトナム・マレーシア側行政機関等との間で行政通則法制度に関する意見交換
2. ベトナム・マレーシア側オンブズマンとの間で同制度の状況に関するインタビュー及び意見交換
3. ベトナム・マレーシア側行政機関と行政改革の動向に関する意見交換
4. マレーシアに進出した日本企業から課題状況・ニーズを直接聴取

令和元年度 東南アジア諸国における行政通則法制度に関する調査研究・結果

ベトナム・マレーシアの行政通則法制度の整備状況（平成29年度調査の成果を再掲）

- ベトナムでは、行政手続・行政不服審査・行政訴訟に関する通則法はいずれも整備済みである。
- マレーシアにおいては、日本の行政手続法、ならびに行政不服審査法及び行政事件訴訟法のような、明文化された体系的な行政通則法は存在しない。
- マレーシアでは、行政による決定の有効性が争われた場合には、裁判例の集積により一定のルールが形成されている。また、行政による決定に関する紛争解決については、どのような不服申立て手段があるか、どのような基準で審査を行うか等は個別法に委ねられており、個別法に定めのない場合に、司法審査を裁判所が行うことが認められている。

	ベトナム	マレーシア
所管する行政機関	●司法省（行政決定法）	●該当なし
行政手続	●行政決定法（法案審議中） ●一般行政法（法案審議中）	●通則法は存在しない ●個別法に規定あり（所得税法、環境基準法等）
情報公開 情報提供	●情報アクセス法（2016年制定、2018年施行）	●通則法は存在しない ●但し、州レベルでは法令が存在する
行政作用	●行政罰：行政違反処罰法（2012年制定） ●行政調査：監査法（2010年制定） ●行政計画：計画法（2017年制定、2019年施行予定） ●行政契約：個別法に規定あり（入札法、投資法等）	●行政計画：個別法に規定あり（都市及び国土計画法等） ●行政契約：行政契約法（1949年制定）、政府手続法（1956年制定）
不服審査	●不服申立法（2011年制定）	●通則法は存在しない ●個別法に規定あり（所得税法、環境基準法等）
行政訴訟	●人民裁判所組織法（2014年制定、2015年施行） ●行政訴訟法（2010年制定、2015年改正・2016年改正法施行）	●通則法は存在しない ●裁判所法（1964年制定）、特定救済法（1950年制定）等に規定あり

出所）三菱総合研究所

令和元年度 東南アジア諸国における行政通則法制度に関する調査研究・結果

ベトナム・マレーシアのオンブズマン制度

- ベトナム及びマレーシアのオンブズマン制度に共通して見られる特徴。
 - ①行政政府に属する、②申立て対象の範囲（主観的・客観的）が広い、③ADR（裁判外紛争解決手続）機能を有する
- ベトナム：①法律上の省（ministry）レベル機関、②組織型意思決定（行政機関）、③職権調査が可能、④省庁、地方政府機関への勧告権限を有する（制度改善勧告等）、⑤各種申立てを適切な機関に移送する機能を有する。
- マレーシア：①行政通達で設立、②組織型意思決定（行政機関）、③苦情処理局（PCB）は一般的苦情の調査権を有するが重要案件は苦情処理常任委員会（PCPC）が審議・是正勧告を指示、④Ombudsman Malaysia新設に向け準備中。

	ベトナム（国家監察省：GIV）	マレーシア（総理府苦情処理局：PCB）
法的根拠と位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監察法、不服申立法、告発法、国民接遇法及び汚職防止法並びに政令 ・ 機能、任務、権限及び組織の詳細については、主として議定No. 50/2018/ND-CP及び議定 No. 123/2016/ND-CP 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1971年行政通達第4号（Administrative Circular No. 4 1971）により設立 ・ その後、発表された1992年、2002年、2009年の行政通達により組織整備・役割の拡充等が図られた
組織体制及び予算規模	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監察官の直下に配置された19部署（①直接対応部局[事物別の監察3部、地域別の監察3局、汚職対策1局及び国民接遇委員会]、②総務部局[5部1局]及び③研究部局[5部局]）で構成されている。（職員約700名） ・ 2019年オンブズマン予算：3,164億ドン（約15億円） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理局（PCB）は総理府のガバナンス・インテグリティ・汚職防止センター（GIACC）に属する組織：局長1名、次長2名、理事3名がトップ・マネジメントを構成。管理部門の下には管理サービス部、苦情部門の下には苦情処理部、企画・イノベーション・調整部、州事務所が存在する（職員数：169名） ・ 2020年度予算：PCBを擁するGIACC全体で約3,750万RM（約9.4億円）（PCB単体予算は不明）
独立性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議定 No. 123/2016/ND-CP によって中央政府の省（ministry）レベルの機関であることが明確に定められ、機関の独立性が高められた ・ 首相の指示を端緒とする活動や首相の判断を仰ぐことが必要な場合を法定している 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総理府に属する組織であり通達により他の行政機関から調査に必要な情報を収集することが認められている。一方でPCBは苦情処理常任委員会（PCPC）との連携が前提とされており重要事案はPCBの報告を受けたPCPCが審議し是正措置を指示する
任務及び権限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監察、不服申立・告発の処理及び汚職防止を任務とする ・ 機能、任務、権限及び組織については、主として議定No. 50/2018/ND-CP 及び議定 No. 123/2016/ND-CP が規定。18分野の任務を担っている ・ 上記任務に係る法令等や監察計画を政府及び首相に提案し、また関連する政令等の公布を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・ PCBの主な任務は苦情の受付、苦情の調査、PCPCと関係機関への調査結果報告・勧告、関係機関へのPCPCの決定の伝達と是正措置の要求である ・ 公共の利益に関わる苦情については、PCBがPCPCに報告する。PCBから報告を受けた苦情についてPCPCが審議と決定を行い、是正措置の実施を指示する。PCBはこれら関係機関に伝達し、是正措置の遂行を監視する
チャネル別新規申立て状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不服等の申立ては原則として文書による。但し、不正告発等の場合は電話でも受け付けており、また各省庁のウェブページの不正告発フォームで通報することもできる 	<ul style="list-style-type: none"> ①オンラインフォーム（公衆苦情管理ポータル(SISPAA))(48.2%)、②モバイルアプリ(38%)、③政府コールセンター(3%)、④来所(2.9%)、⑤電子メール(2.9%)、⑥その他(5%)〔n=8,992〕（2020年1月末日）
カテゴリ別苦情処理状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申立内容の6～7割は土地関係（開発に伴う土地収用、補償問題等） ・ 2013年以降に受理、処理を行った外国人及び外国機関からの申立/処理件数は25件：①不服（17件）、②告発（1件）、③建議（6件）、④反映（1件）。税務分野での制度活用事例が多い 	<ul style="list-style-type: none"> ①公務員の任務懈怠(22.1%)、②ニーズに合わない行政行為(20.9%)、③定められた手順の不遵守(14.6%)、④対応を含む行政サービスへの不満(14.3%)、⑤公共施設の不備(13.4%)、⑥不公正な行政行為(4.5%)、⑦その他(10.2%)〔n=8,992〕（2020年1月末日）

出所）ベトナム及びマレーシアのオンブズマンヒアリング等に基づき三菱総合研究所作成

令和元年度 東南アジア諸国における行政通則法制度に関する調査研究・結果 日本企業の事業展開をめぐる課題分析について

- ベトナム：医療分野または環境（廃棄物処理）分野でベトナムに進出した日本企業は、法令間の矛盾、審査基準の不備・曖昧さ、担当者毎の要求事項の変化等の法令運用面での課題や人材・予算不足、省庁横断的な連携不足による組織上の課題を認識している。日本には、行政機関における公平性・透明性向上のための支援や取組みが期待されていた*。
- マレーシア：両分野でマレーシアに進出した日本企業は、許認可が下りるまでの時間の長さ、担当者毎の要求事項の変化、予告なしのルール変更等の法令運用面での課題や、たらいまわし行政、政治的介入等の組織上の課題を認識している。日本には、属人的裁量を制限する支援・制度紹介やコミュニケーション円滑化のための継続したGtoGの関係構築が期待されている。

医療分野		環境（廃棄物）分野
<ul style="list-style-type: none"> ・審査基準の不備・曖昧さ（ベトナム） ・許認可が下りるまでの時間の長さ（ベトナム、マレーシア） ・行政機関の担当者によって要求事項が変わる（ベトナム、マレーシア） ・許認可取得のためには外部パートナーの活用が重要（ベトナム） ・行政不服申立、行政訴訟の法制度整備に対するニーズはあるものの、実際には機能しないリスクがある（ベトナム） ・現地になじみがないサービスに関する判断に時間がかかる（マレーシア） 	<p>行政手続等の 法制度上の 課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・省令間の法令の矛盾、ガイドライン不備が問題である（ベトナム） ・行政の公平性に課題があり、外資企業に厳しい（ベトナム） ・行政機関との良好な関係の構築・維持を考えると、行政不服申立や行政訴訟の制度利用自体が企業にとってリスクとなりうる（ベトナム） ・ガイドラインがあっても踏襲されない。書式が大雑把で記入の仕方がわかりにくい。処理時間の目安があるが守られない（マレーシア） ・予告なしにルールが変更されることがある（マレーシア）
<ul style="list-style-type: none"> ・行政機関職員のマンパワーや予算が不足している（ベトナム） ・行政機関職員の賄賂の問題がみられる場合もある（ベトナム） ・政権交代や政治的混乱による影響を受けやすく、影響が予測しづらい（マレーシア） 	<p>行政組織上の 課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・行政機関の担当者が変わると法令の運用も変わる（ベトナム） ・マンパワーが足りていない。担当者が頻繁に変わる（マレーシア） ・組織の縦割り意識が強く、たらい回しになる（ベトナム、マレーシア） ・政治的な介入が入りやすい（マレーシア）
<ul style="list-style-type: none"> ・許認可の審査基準や申請フォーマットの二国間での共通化、資金援助等について期待している（ベトナム） ・ハード・システム面の整備よりは、現地の公務員の人材育成への支援を強化してほしい（ベトナム） ・担当官により判断や評価が異なると対応が難しいため、属人的な裁量を制限するような支援があるとよい（マレーシア） 	<p>日本政府の 取組みに 対する期待</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業展開への資金援助等を強化してほしい（ベトナム） ・今後も課題に直面した際には、現地の商工会や日本大使館に相談に行くことにしたい（ベトナム） ・歴代の局長でも日本訪問経験があるとコミュニケーションがとりやすい。継続したGtoGの関係構築が極めて重要である（マレーシア）

*ベトナムの日本企業調査は2018年に実施。詳細は、総務省委託調査「東南アジア諸国における行政通則法制度に関する調査研究報告書」（株式会社三菱総合研究所）2018年3月（https://www.soumu.go.jp/main_content/000552961.pdf, 2020年2月25日最終閲覧）を参照。

令和元年度 東南アジア諸国における行政通則法制度に関する調査研究・結果 ハノイ法科大学との意見交換会

- ハノイ法科大学における意見交換会は、同大学及び司法省からの出席者を得て令和2年2月7日に同大学会議室で行われ、ベトナムにおける行政通則法（行政決定法及び一般行政法。調査時点において未成立）をとりまく状況について情報交換及び意見交換を行った。
- 行政手続等について中央政府及び地方政府機関の所掌・所管の明確化、整理が進められている現状が共有された。
- ベトナムにおいては基本法よりも先に中央政府や地方政府の法令が整備された経緯から、それらの整合性が取れていないことが大きな課題として提示され、その整序のためには膨大な作業が必要である点が課題としてベトナム側より示された。
- 現状で行政作用が十分に機能していることから、通則法をあえて整備する必要性に疑問を示す意見も議会にあることが紹介された。
- 日越コラボレーションの可能性は大きく、今後も両国間で継続的な情報・意見交換を行いたいとの要望がベトナム側から出された。



▲ 意見交換会の模様



▲ 意見交換会の模様

令和元年度 東南アジア諸国における行政通則法制度に関する調査研究・結果 ベトナム国家監察省との意見交換会

- ベトナムにおいてオンブズマンの役割も担うベトナム国家監察省（GIV）との意見交換会は、令和2年2月10日にハノイの同省会議室で行われた。
- GIVの活動は、①不服等の処理を通じて法令間の矛盾、抵触の所在を明らかにするとともに、その解決例を示し、また、法令等の改廃を提言する機能を有する、②具体的案件、事件における担当官の裁量の妥当性検討の機会となる、③事例は公表され、その蓄積は予測可能性の向上に資する、④受付事案を適切な省庁・機関等に移送する機能を有しており「たらい回し」を緩和している、⑤監察大学による教育活動は、公務員のキャパシティー向上にも寄与している。
- 急速に立法、行政、司法の改革が進むベトナムにあって、行政に関連したさまざまな分野における具体的な事案や課題について具体的な解決を与える機能（ADR 的な機能）に加え、制度改善等の勧告を通じて法制度・システムのアップグレードに資する機能を兼ね備えた独特の機関とも言えるGIVの活動状況についての情報を得た。



▲ 意見交換会の模様



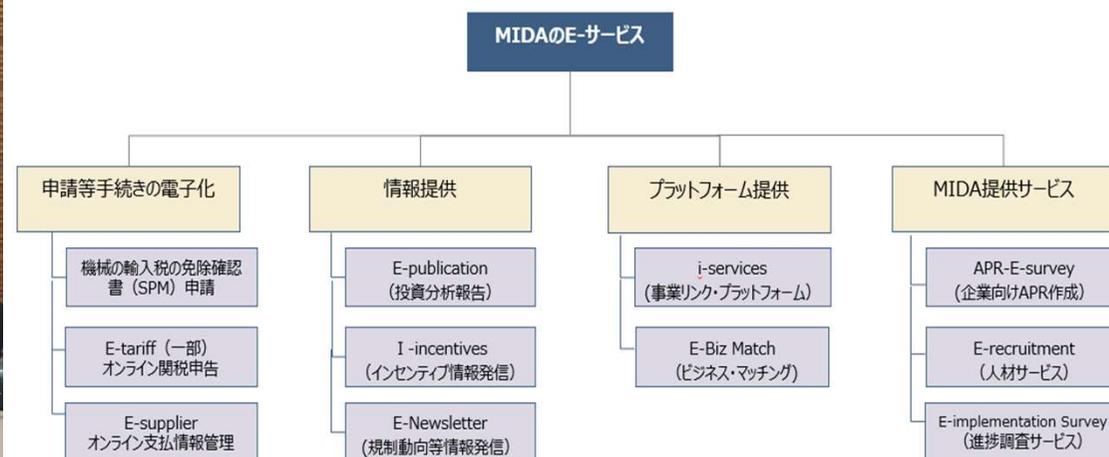
▲ 意見交換会の参加者による記念撮影

令和元年度 東南アジア諸国における行政通則法制度に関する調査研究・結果 マレーシア投資開発庁（MIDA）との意見交換会

- マレーシアには体系的な明文化された行政通則法制度は存在しないため、行政通則法制度を所管する行政機関はない。従って、今年度調査では、マレーシアへの投資促進のため行政手続きに関する情報提供や手続き簡略化に取り組んでいるマレーシア投資開発庁（MIDA）との意見交換を実施した。
- MIDAとの意見交換会は令和2年2月6日にクアラルンプールの本部会議室で行われ、①MIDAが行う行政手続きの概要及び課題状況、②行政サービスの効率化・電子化の取り組み、③企業からの不服の取扱いについての情報交換及び意見交換を行った。当日は、5つの関係部局から担当者が参加した。
- MIDAは、外資系企業の誘致を促進するべく、ライセンス、インセンティブ（税制優遇措置）、免税等に係る各種制度・手続の透明化と簡略化に努めている。特に手続きの電子化については多面的な施策を実施しており、申請者側の業務負担の軽減につなげている。紛争は仲裁センターの管轄だが、MIDAの産業分野別部門においても当事者間の協議を通じ不服の適切な解決に導くよう努めている。



▲ 意見交換会の参加者による記念撮影



出所) MIDAウェブサイト情報 (<https://www.mida.gov.my/home/mida-e-services/posts/>) に基づき三菱総合研究所作成

▲ MIDAによる主な電子化の取り組み

令和元年度 東南アジア諸国における行政通則法制度に関する調査研究・結果 マレーシア総理府苦情処理局との意見交換会

- 現在マレーシアでオンブズマン機能を担っているのは総理府苦情処理局（PCB）である。PCBとの意見交換会は令和2年2月5日にプトラジャヤのPCB会議室で行われ①PCBの地位及び役割、②不服申立て及び処理の手続き、③Ombudsman Malaysia設立に向けた動き等について説明を受けたのち意見交換を行った。
- PCBは1971年に行政通達により総理府総合計画部内に設置されたのが始まり。創設当初の任務は公職の不正追及に限定されていたが、その後の通達で苦情処理機関としての任務と役割が拡大・強化された。
- 現在のPCBは苦情の取扱いを通して行政サービスの質を向上させ、ひいては福祉の増進と国の競争力強化に貢献することをミッションとして掲げており、SNS・アプリの活用や出張相談所開設などのアウトリーチ・プログラムを通じた対応を展開している。
- Ombudsman Malaysiaの設立は、2019年11月1日に閣議決定され、現在議会への法案提出準備が進められている。可決されれば、Ombudsman MalaysiaがPCBの後継機関となる予定である※。

※ 2020年3月現在の見通し。



▲ 記念品交換の様様



▲ 意見交換会の参加者による記念撮影

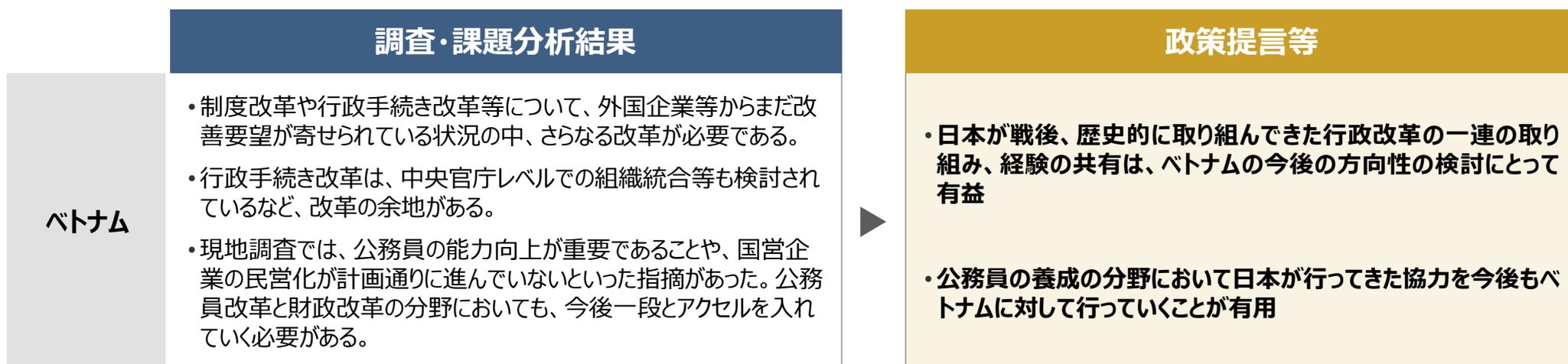
令和元年度 東南アジア諸国における行政通則法制度に関する調査研究・結果 政策提言等：ベトナム・マレーシアの行政通則法制度の整備状況について

- ベトナムでは、第3次行政改革マスタープラン（2021～2030年）策定作業が進められているところ、これとリンクして日本は、①行政通則法制度に係る法技術面、②日本の行政改革経験、③公務員改革、④デジタル・ガバメント化 — の面において多面的な貢献が可能である。
- マレーシアでは、公共部門の競争力強化を長期目標実現のための戦略に掲げており、国際貿易産業省傘下のMIDAとMPCという二つの組織が行政手続きの効率化と透明性向上という観点から、国の競争力強化に貢献している。両機関とも改善に向けた取組みを継続しており、他国における取組みから学び協働することに高い関心を寄せている。

	調査・課題分析結果	政策提言等
ベトナム	<p>【ハノイ法科大学への訪問を通じて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央政府や地方政府が制定・発出した多数の既存法令、通達等の整序が重要な課題 ・地方政府では行政ワンストップサービスが推進されている。 ・日本の行政改革はベストプラクティスとして認識されている。 <p>【ベトナム国家監察省（GIV）への訪問を通じて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・GIVは、監察等の主要機能のほか、行政に対する多様な申立を適切な所管省庁に移送する機能も果たしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ベトナムの関係諸官庁を始めとする様々な機関が制度改革を進める中、さらなる日本の協力を求める声も今回調査で明らかになったことを考えると、一層の日越交流を通じた情報や課題の共有、課題解決に向けた協働が求められる： <ol style="list-style-type: none"> ① 行政通則法制度に係る法技術面での協力 ② 日本の行政改革に関するナレッジ、ノウハウの共有 ③ 公務員改革（キャパシティ・ビルディング等）への協力 ④ デジタル・ガバメント化に関するナレッジ、ノウハウの共有
マレーシア	<p>【マレーシア投資開発庁（MIDA）への訪問を通じて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国からの投資促進の統一窓口として活動 ・投資環境整備による競争力強化を目指し、ICT活用が進展 <ul style="list-style-type: none"> * 提携書類の電子申請（SPM）、e-tariff（関税申告）等 <p>【マレーシア生産性公社（MPC）の調査を通じて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産性・効率性の面から規制当局の改善を図るための当局間連携を推進。規制を策定と実施の両面から分析し改善に取り組む。 * 官僚主義排除（MyCURE）、規制負荷軽減（RURB）プログラム等 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務効率化の施策を積極的に推進している機関（例：MIDAやMPC）との交流や共同ワークショップ開催等を通じた、両国のノウハウ共有の取り組み。 ・制度がありつつも標準処理期間等が守られないという手続遅延の課題に関しては、日本の行政手続法の施行・運用の適正確保手段（行政評価・監視等）についての情報提供等も有用。 ・公務員の人材育成・人事評価に関する日本の取組みや検討の視点の紹介等もマレーシアにおける人事評価・能力開発・キャリア意識醸成によるモチベーション向上策の参考になる。

令和元年度 東南アジア諸国における行政通則法制度に関する調査研究・結果 政策提言等：ベトナムの行政通則法制度の整備状況について

- ベトナムは、1990年代より我が国を含む様々なドナーと協力し、制度改革、行政組織改革、行政手続き改革、公務員改革、財政改革及び行政の近代化の6つの分野に基づいて行政改革に取り組んできた。
- それらの行政改革の取組の結果、いずれの分野においても、行政改革の進捗が確認されており、世界経済フォーラムが公表した世界競争力報告やJETROが実施した調査の結果等にも反映されている。
- 一方、行政手続きの煩雑さの改善や公務員の能力向上などの課題が残っており、日本が取り組んできた行政改革の一連の取り組み、経験の共有や、公務員の養成の分野における協力などを今後ベトナムに対して行っていくことが有用と考えられる。



出所) 三菱総合研究所

令和元年度 東南アジア諸国における行政通則法制度に関する調査研究・結果 政策提言等：ベトナム・マレーシアオンブズマン制度について

- オンブズマンに対する期待がいずれの国でも高まっている。今後①オンブズマン制度の一層の周知、活用促進、②事例データベース化と公開の拡充、③外国人対応拡充に向けた各国商工会議所等との連携強化、に向けた日越・日馬の協力が重要となる。

調査・課題分析結果		両国オンブズマン制度からの示唆等
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政府に属する機関 ・ 申立対象の範囲（主観的・客観的）が広い ・ ADR（裁判外紛争解決手続）的機能を有する 	<p>両国オンブズマン制度の状況及び動向</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 両国オンブズマンはADR類似の機能を果たしており、諸制度の効率的・効果的な運用に貢献している。 ・ 事例は公開されており、制度運用の予見可能性を高めている。 ・ 外国人（個人、企業等）からの各種申立も対象としている。 ・ オンブズマンに対する期待はいずれの国でも高まっている。 <p>示唆及び提言</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ オンブズマン制度の一層の周知、活用促進に向けた協力 ・ 事例のデータベース化と公開の拡充に向けた協力 ・ 外国人対応の拡充に向けた各国商工会議所等との連携強化
ベトナム	<ul style="list-style-type: none"> ・ GIVは監察の管理、国民接遇、不服申立及び告発事案の解決、全国的な汚職防止の役割等の多面的、立体的な機能を担うことによって行政の透明性・公正性の確保や効果的・効率的な制度運用を助けている。 	
マレーシア	<ul style="list-style-type: none"> ・ PCBは、他行政機関幹部も参加するPCPCと連携して公職による不正の防止及び行政サービスの質を高めるための取組みを遂行している。行政サービス改善にあたっては、多様なチャネルを活用し、広く苦情を把握することで質の高い行政を実現し、国としての競争力強化につなげている。 ・ 独立性の観点からは、行政府から独立した Ombudsman Malaysia の設立に向けて現在準備中である。 	

令和元年度 東南アジア諸国における行政通則法制度に関する調査研究・結果 政策提言等：日本企業の事業展開をめぐる課題分析について

- ベトナムに対しては、行政機関の人材の能力向上支援、中央政府・地方政府間での人材の能力格差の是正に向けた支援が必要である*。
- マレーシアは行政サービスの質の向上を目指した効率化・透明化への取組みに注力しているが、行政手続上・組織上の課題は残る。手続面では、日本の行政手続法の施行・運用の適正確保手段についての情報提供、組織面では人材育成やキャリア意識醸成の視点を踏まえた日本の公務員の人材育成・人事評価に関する情報提供が有用である。又、日本企業の現地における事業継続を国同士の親交を深めることで後押しするため、継続した政府間交流によるGtoGの関係構築が必要である。

	調査・課題分析結果	政策提言等
ベトナム	<ul style="list-style-type: none"> 行政不服審査・行政訴訟に関する通則法は整備済 行政手続に関する通則法は法案審議中 行政組織による法令の適切な運用・執行に課題あり 多くの日本企業が行政の公平性・透明性の改善向上を期待 	<ul style="list-style-type: none"> 行政機関の人材の能力向上支援 (例:日本の法律専門家や行政機関職員の派遣、現地行政機関関係者の招聘・研修機会の提供等) 中央政府・地方政府間での人材の能力格差の是正に向けた支援 (例:日本の中央政府・地方政府間の人事交流制度等の紹介等)
マレーシア	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続・行政不服審査・行政訴訟に関する通則法はなく、個別法に規定あり 価値創造につながる行政サービス改善を目指して、電子化や行政機関間の連携による手続効率化の取組みを展開中 実務上は、手続き遅延、判断の属人化傾向、予告なきルール変更等が課題 行政組織による法令の一貫性ある執行に課題があり 日本企業は属人的裁量の制限や担当官のモチベーション向上を促す支援や、コミュニケーション円滑化のための継続したGtoGの関係構築を期待 	<ul style="list-style-type: none"> 標準処理期間等の定めがありつつも守られないという手続遅延の課題に関しては、日本の行政手続法の施行・運用の適正確保手段（行政評価・監視等）についての情報提供等が有用 属人的な裁量の抑制を抑制や組織のモチベーション向上の観点からは公務員の人材育成・人事評価に関する日本の取組みや検討の視点の紹介等による支援 継続した政府間交流により国同士の親交を深めることでの日本企業の後押し (例:局長クラスの担当官を日本に招聘しての交流)

*ベトナムの日本企業調査は2018年に実施。詳細は、総務省委託調査「東南アジア諸国における行政通則法制度に関する調査研究報告書」(株式会社三菱総合研究所) 2018年3月 (https://www.soumu.go.jp/main_content/000552961.pdf, 2020年2月25日最終閲覧)を参照。

